

農林水産業振興補助について

★村では、農林水産業の振興を目的に農業経営の安定と効率化を図るため、下記に係る事業に対して事業費の一部を補助しています。補助金交付には一定の条件がありますので、詳しくは役場農林水産課までお問合せください

資材購入後の申請は受け付けておりません。補助を希望する方は、事前に申請をお願いします。

【対象者】

東村内に住所を有し、かつ居住実態のある農業経営等を営む農林水産物の販売農家であり、村の賦課する公租公課の義務を果たし、農林水産業の振興に意欲があると村長が認める者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 村内に自己所有又は農地法等の規定に基づき賃借権又は使用貸借権が設定されている農地がある者
- ② 主たる事業所を村内に有し、全ての役員が村内に住所を有する者で構成された農業生産法人
- ③ 国頭漁業協同組合の正組合員、準組合員及び支部員
- ④ 東村農業員会の農家台帳に登録がある者

※「販売農家」とは、農業経営による農業収入を得ており、確定申告又は住民税申告がなされている者をいう。

※新規就農者については、営農開始から2年間は農産物の販売実績を問わない。

※補助対象地域は、東村内です。

【各種補助率】

	一般個人 ・法人	認定 農業者
有害鳥獣施設事業 (イノ垣設置※1・防鳥ネット設置等にかかる資材費に対して)	50%	50%
土づくり推進 ※2		
堆肥 (肥料法で届出のある堆肥。牛糞、豚糞、鶏糞。堆肥に分類されるものに限る。)	50%	50%
化学肥料等 (肥料法で登録や届出があり普通肥料に分類されるもの。)	25%	25%
その他 (肥料法で届出のある特殊肥料、混合特殊肥料) (米ぬか等)	25%	25%
土壌分析	50%	50%
農薬関係 (病虫害防除農薬、除草剤) ※2	15%	15%
農林業施設 (ハウス施設、農業用水施設等)	20%	30%
うち、ハウス施設長寿命化事業及び自動巻上機	50%	50%
優良農機具 ※3	15%	25%
うち、動力噴霧器	20%	30%
防風林 (100本以上一括購入)	75%	75%
水産業施設 (漁船、漁具、科学装備、機器等) ※4	15%	

※1 イノ垣を設置する方は**赤土流出防止対策**を講じてください。

※2 JA東支店以外での購入も該当します。

※3 農業機械販売業者が販売する**50万円以上の中古農機具**も該当します。

※4 船舶販売業者が販売する**200万円以上の中古船**も該当します。

※5 **令和8年3月31日までに事業が完了できなければ、補助金が決定していても補助金の支払いができません。** (事業の取り下げ手続きを行う必要があります。)

【補助金最高限度額】

	個人経営体	法人経営体
各事業ごと	30万円	60万円
ハウス施設長寿命化事業	50万円	60万円



【手続きの流れ】



※申請書は、役場にてお受け取り下さい。

申請者側

役場側

確定申告または
住民税申告

受給者申請書提出
(申告書類の写し添付)

受給者
決定通知

申請書提出
(見積書添付)

補助金額の
決定通知

補助金交付
(口座振込)

実績報告書

事業開始・完了